

那須塩原市農業委員会

第22回総会議事録

令和7年4月25日(金)

西那須野庁舎 300 会議室

1. 開催日時：令和7年4月25日（金）午後1時30分～午後3時00分

2. 場 所：西那須野庁舎 300 会議室

3. 出席委員：20名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	11	岡本 利江
委員	1	石崎 清	〃	12	木下 久雄
〃	2	秋元 誠	〃	13	神藤 芳定
〃	3	菊地 喜芳	〃	15	辻野 岩男
〃	4	君島 良一	〃	16	菊地 瞳
〃	5	槌江 栄作	〃	17	松本 忠太
〃	6	高瀬 和夫	〃	18	一戸 養子
〃	8	室井 孝美	〃	19	菊地 寿行
〃	9	斎藤 栄	〃	20	白井 通

4. 欠席委員：なし

5. 議事録署名人の指名：議席番号13番神藤芳定委員、15番辻野岩男委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第3条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 非農地証明願いについて
- 6) 議案第6号 非農地判断願いについて
- 7) 議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）
- 8) 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 9) 議案第9号 農業振興地域整備計画の変更について（区分変更関係）
- 10) 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格証明願いについて
- 11) 議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 12) 報告第1号 令和6年度農業委員会事業実績について
- 13) 報告第2号 会長専決処分の報告について
- 14) 報告第3号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	押久保 昭	主事	藤田 なな
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第22回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、おりません。 在任委員20名、出席委員20名、全員が出席しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号13番神藤芳定委員と15番辻野岩男委員を指名いたします。 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第3条関係）」を議題といたします。 番号1番について、秋元誠委員の報告を求めます。
秋元誠委員	議案第1号、番号1番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、農地を取得できるものである証明が必要となることからの願い出です。 願い出内容は、議案書記載のとおりです。 競売地は那須塩原市立南小学校より南西へ約1.2キロメートルに位置しています。 現地調査は、4月22日、午前10時45分頃に行いました。 願い出人が申請に至った経緯は、願い出人は、農業経営の拡大を考えており、公売の情報を知り、今回の申請に至りました。申請地の耕作予定は、水稻及び野菜です。 調査の結果、農地として引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、願い出人が入札に参加することに問題はないと判断しました。
議長	地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。 報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
石崎清委員	番号1番について、石崎清委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。農地を売買する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、4月9日、午後4時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那珂川りんどう大橋下北側に位置しています。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人所有の農地と譲受人所有の農地が隣接しており、売買の話がまとまり、今回の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、農地面積748アール、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、稲作の予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたしま

室井孝美委員	す。 番号1番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について報告します。 貸駐車場として転用するための申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立黒磯中学校より北へ約300メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、昭和20年代までは、畑として耕作されていたようであるが、昭和57年の空中写真によると、すでに駐車場となっており、引き続き駐車場として利用する計画で、あらためて申請するに至りました。また、申請地が転用許可を得ず、昭和50年代から駐車場として使われていたことは不覚の極みであり、本申請において是正したいとする経緯及び貸駐車場の契約者が転用の許可を得ず構造物を設置していたことに対する始末書が添付されています。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に貸駐車場80台分を設置する内容となっております。 上下水道は使用せず、雨水排水は自然浸透処理とします。 現地調査は、4月23日、午前9時10分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
秋元誠委員	番号1番について、秋元誠委員の報告を求めます。 議案第4号、番号1番について報告します。 賃貸により資材置場及び建設車両駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は那須塩原市立西小学校より北西へ約1.5キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、借受人は、廃品回収業を営んでおりましたが、小売業より卸売業の方が利益が上がることを知り、買取卸売業に転換することを計画し、当地を借受し、有価物等の置き場、車両駐車場を設置することになったということです。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、資材置場及び建設車両駐車場として転用する内容となっています。 申請地は全面砂利敷きとし、雨水排水は自然浸透処理とします。 土留めにより、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、4月22日、午前9時55分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。
高瀬和夫委員	番号2番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。 議案第4号、番号2番について報告します。 売買により宅地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 那須塩原駅より西へ約700メートル、那須塩原警察署より北へ50メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、近くにスーパーや小中学校、医院等があり、宅地と

	して最適である。 申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲3区画を造成する内容となっています。 上下水道は市の施設を使用し、雨水排水は宅地内浸透処理とします。 周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、4月23日、午前10時50分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
秋元誠委員	異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、秋元誠委員の報告を求めます。 議案第4号、番号3番について報告します。 売買により埋却予定地として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、二つ室自治公民館より南東へ約1.6キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、養豚業を営んでおり、家畜伝染病が発生した際の埋却地として利用するもので、畜舎から近い申請地は、有事の際、速やかな対応が可能であり、複数回の伝染病発生にも可能な面積が確保できることから、申請に至ったとのことです。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は、農業用施設などの地域の農業の振興に資する施設の用に供するための転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地を豚の埋却地とする内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 埋却地として利用するまでは現状維持するため、周辺農地への影響はありません。 転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しております。 現地調査は、4月22日、午前11時5分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号3番について、事務局から補足願います。 番号3番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となるため、指令書の交付は、常設審議委員会からの答申日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元誠委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
高瀬和夫委員	異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 番号4番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。 議案第4号、番号4番について報告します。 売買により倉庫として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より南へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、ブライダル用贈答品の仕入れ、制作、加工及び販売する会社です。北関東や東北へ事業を拡大するため、物流の中継地点となる倉庫を建築する計画です。申請地は国道に近く最適土地である。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地である

議長	ため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に倉庫を建築する内容となっています。 上水道は市の施設を利用し、污水排水は合併浄化槽を設置し処理します。 雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。 周囲にL型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、4月23日、午前11時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 報告が終わりました。番号4番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
菊地喜芳委員	無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。 番号5番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。 議案第4号、番号5番について報告します。 売買により駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、JR 那須塩原駅より北へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在、黒磯、板室インター付近に、借地で送迎拠点があり、自社のマイクロバスで送迎しています。今回の資産管理、経営管理の観点から、土地を所有して、拠点を永続的に利用していくための選定をしました。既に、駅を利用してマイクロバスでホテルに勤務している従業員も多くいるため、送迎での待機場所として利用も可能と考えています。 申請地の立地状況は、申請地は鉄道の駅の周囲概ね1キロメートル以内の区域にある第2種農地となります。 本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないものと認められるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地を駐車場とする内容となっています。 上下水道は利用せず、全面を砂利敷とし、雨水排水は自然浸透にて処理します。 隣接農地より低く造成することで周辺農地への被害を防止します。 現地調査は、4月23日、午前9時50分頃に行いました。 調査の結果、本件の計画区域内に農地が1筆残ってしまうことから、一般基準上、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みはないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては、許可不相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号5番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
君島良一委員	無いようですので、菊地喜芳委員の報告は許可不相当ですが御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号5番については許可しないことに決しました。 番号6番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第4号、番号6番について報告します。 売買により宅地分譲として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立大山小学校より南へ約100メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は宅地分譲等を行っていますが、現在西那須野地区に販売在庫がないことから、小学校、高校などの教育機関や商業施設、幹線道路が近隣にあり、利便性の高い申請地で宅地分譲を行うものです。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は申請地でしか事業の目的が果たせないと認められるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に宅地分譲9区画を造成する内容となっています。

議長
上野農地係長

議長

議長
高瀬和夫委員

議長

白井通委員

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は雨水浸透池にて処理します。
周囲にＬ型擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、４月２２日、午前１１時３５分頃に行いました。
調査の結果、農業協同組合が、農業協同組合法第１０条第５項に規定する事業の実施により、工場、住宅その他の施設の用に供するため転用することから、一般基準の不許可の例外に該当するため、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

番号６番について、事務局から補足願います。
番号６番について補足します。
本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。
また、都市計画法の許可も必要となることから、指令書の交付は、常設審議委員会の答申日又は、都市計画法の許可日のいずれか遅い日となります。以上です
報告が終わりました。番号６番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号６番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

番号７番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。
議案第４号、番号７番について報告します。
贈与により農道として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、野間自治公民館より北西へ約１キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、近年農機具も大型化されているため、農地に入る農道が狭く大変不便をしているため、隣接の方より、土地を譲り受け、農道を拡幅したく申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上の区域内にあるので第１種農地となります。
本件は農業用施設などの地域の農業の振興に資する施設の用に供するための転用であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地を農業用地として農道を拡幅する内容となっています。
盛土及び畦畔を設置し、土砂の流出を防止します。
現地調査は、４月２３日、午前１１時４０分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
報告が終わりました。番号７番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号７番については許可することに決しました。

番号８番について、白井通委員の報告を求めます。
議案第４号、番号８番について報告します。
売買により一般住宅として転用するための申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立東小学校より南西へ約１キロメートルに位置しています。
申請に至った経緯は、譲受人は現在、実家に子供と間借りして居住していますが、子供の成長と、勤務先から遠いことから住宅建築の計画をしていたところ、申し出地が最適なことから今回の申請に至りました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール未満の区域内にあるので第２種農地となります。
本件は周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

	上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。 一部土羽、盛土をし、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、４月２２日、午前１０時２０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号８番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、白井通委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号８番については許可することに決しました。
君島良一委員	番号９番及び１０番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第４号、番号９番について報告します。 賃貸借により現場事務所及び資材仮置場として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、金沢上集落センターより北へ約３００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、県発注の主要地方道矢板那須線堰場橋新設に伴い、旧橋梁の撤去工事を行うための現場事務所及び資材置き場として、一時転用するものです。 また、一時転用の許可を得ることなく現場事務所として利用してしまい誠に申し訳なく反省いたしております。以後このようなことがないよう農地法を遵守いたしますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール未満の区域にある第２種農地となります。 本件は一時的な転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、栃木県発注の旧橋撤去工事のための現場事務所及び資材仮置場とする内容となっています。 上下水道は利用せず、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、４月２２日、午前９時３０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。 議案第４号、番号１０番について報告します。 売買により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立三島小学校より西へ約２キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、現在那須町に居住しておりますが、夫の都合で那須塩原市内の大学病院に毎週通院することになり、病院の近隣を探していたところ、申請地が最適であることから申請するものです。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第３種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。 周囲に土留めを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、４月２２日、午前１０時１０分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。まず、番号９番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号９番については許可することに決しました。 次に、番号１０番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

辻野岩男委員	《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。 番号11番について、辻野岩男委員の報告を求めます。 議案第4号、番号11番について報告します。 売買により一般住宅及び事務所として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より南西へ約100メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人とその夫は、現在大田原市佐良土市に住んでいますが、夫の林業の仕事場が、那須塩原市青木にあることから、近くに住宅兼事務所を新築したいとのことで、申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅及び事務所を建築する内容となっています。 上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透にて処理します。 周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。 現地調査は、4月23日、午前9時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号11番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。 次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。 番号1番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第5号、番号1番について報告します。非農地証明の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立稲村小学校より北へ約80メートルに位置しています。 現地調査は、4月23日、午前9時25分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、建物全部事項証明書が添付されています。 提出書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 次に、議案第6号「非農地判断願いについて」を議題といたします。 番号1番について、室井孝美委員の報告を求めます。 議案第6号、番号1番について報告します。非農地判断の願い出です。 願い出の内容は、議案書記載のとおりです。 願い出地は、JR那須塩原駅より南西へ約100メートルに位置しています。 現地調査は、4月23日、午前11時10分頃に行いました。 願い出地の現況は宅地となっております。 現地を確認した結果、願い出地の周囲の状況からみて、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないことから、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、地元調査員及び現地調査班ともに、対象地は非農地相当として報告
室井孝美委員	

議長	を終わります。 報告が終わりました。番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
辻野岩男委員	無いようですので、室井孝美委員の報告は非農地相当ですが御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については非農地とすることに決しました。 次に、議案第７号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題いたします。 番号１番について、辻野岩男委員の報告を求めます。
	議案第７号、番号１番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域への編入です。申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約１.５キロメートルに位置しています。 現地調査は、４月２３日、午前１０時２０分頃に行いました。 申請人は、農地の保全のため、農用地に編入したいとのことです。 申請人の経営状況は、申請人は、酪農業を営んでおり、所有地５０５アール、借受地８８６アールに飼料作物を作付けしております。 申請地の利用予定としては、経営の安定を図るため、牛舎、農機具等の車庫、納屋を建てる予定です。 調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。 地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号１番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は変更相当ですが御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第８号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題いたします。
菊地喜芳委員	番号１番及び２番について、菊地喜芳委員の報告を求めます。 議案第８号、番号１番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、黒磯文化会館より南東へ１.６キロメートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、申請人と土地所有者は親子関係であり、申請人は将来自分の店を持ちたいと考えています。両親に相談したところ、所有地の一部を提供しても良いと言ってくれました。計画では店舗兼自宅と駐車スペースとして申請に至りました。 現地調査は、４月２３日、午前１１時３０分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 議案第８号、番号２番について報告します。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約１.５キロメートルに位置しています。 除外を必要とする理由は、酪農業を営んでおり、今回、堆肥舎の建設を予定し、調査した結果、住宅を造設したい部分が農地であると判明したため、除外の申請に至りました。 現地調査は、４月２３日、午前１０時３０分頃に行いました。 調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。まず、番号１番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地喜芳委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地喜芳委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号3番及び4番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員

議案第8号、番号3番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、二つ室自治公民館より東へ約1キロメートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申請人は、不動産賃貸及び販売を行っており、この度、需要の高い西那須野エリアにおいて、アパート3棟の造成建築を計画しました。申請地周辺は商業施設や医院、小中学校も1.2キロメートルの圏内にあり、交通のアクセスも良く、通勤、通学にも適しており、多くの入居者が見込めることから、アパートを建築するための申請です。

現地調査は、4月23日、午前11時20分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議案第8号、番号4番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、栃木県立那須清峰高等学校より西へ約100メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申請人は、県北を拠点として不動産の売買、仲介、分譲賃貸業を行っています。今回、建売分譲を計画し、当地域に土地を探していたところ、土地所有者が東京在住で管理が出来ず、土地を処分したいとの情報を得て、申請地が建売分譲に適していることからこれを活用したいと考え今回除外申請するものです。

現地調査は、4月22日、午前11時40分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。まず、番号3番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井喜美郎委員の報告は変更相当ですが御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、月井喜美郎委員の報告は変更相当ですが御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については変更相当として市長へ回答いたします。
続けて、番号5番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員

議案第8号、番号5番について報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市立大山小学校より南西へ約500メートルに位置しています。

除外を必要とする理由は、申請人は、矢板市を拠点に、住宅建築、改築及び分譲販売業を営んでおり、事業運営のため、自社物件を確保しようと考え、宅地としての需要の高い西那須野地区にて、新規事業を計画したことからの除外になります。

現地調査は、4月23日、午前11時30分頃に行いました。

調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。

議長
松本忠太委員
上野農地係長

議長

白井通委員

議長

辻野岩男委員

地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
報告が終わりました。番号５番について、質疑、御意見はございますか。
この５番の申請人なのですが建売分譲の進捗状況を事務局から説明をお願いします。
進捗状況というお話なのですが、この件については、まったく当然進捗していませんし、過去に許可があった分については、すべて完売しております。以上です。
他に、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、月井喜美郎委員の報告は変更相当ですが御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号５番については変更相当として市長へ回答いたします。
番号６番及び７番について、白井通委員の報告を求めます。
議案第８号、番号６番について報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立南小学校より東へ約４００メートルに位置しています。
除外を必要とする理由は申請人は平成２年に住宅を建築し今も住んでいます。娘夫婦が住宅建築を計画しており、将来は農業を手伝う予定のため、申請人の住宅敷地内に計画を立て測量した結果、住宅の一部が農地であったため今回の申請に至りました。
現地調査は、４月２２日、午前１０時３５分頃に行いました。
調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。
地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
議案第８号、番号７番について報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域からの除外です。申出内容は、議案書記載のとおりです。
申出地は、二区町自治公民館より南西へ約１キロメートルに位置しています。
除外を必要とする理由は、申請人は、野崎工業団地の企業をメインに、木材やカートの搬出及び物流全般を行っております。以前より事務所敷地の形状に悩んでおりました。大型トラックの回転が難しく、また来客及び従業員の駐車場が不足している状態です。この問題を解決すべく、敷地の拡張を計画していたところ、隣接地の所有者から土地を譲っていただけることになり、今回の申請に至りました。
現地調査は、４月２２日、午前１０時３０分頃に行いました。
調査の結果、除外後の転用は、他法令との調整のうえ許可が可能であると考えます。
地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。
報告が終わりました。まず、番号６番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、白井通委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号６番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、番号７番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、白井通委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号７番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に、議案第９号「農業振興地域整備計画の変更について（区分変更関係）」を議題といたします。
番号１番について、辻野岩男委員の報告を求めます。
議案第９号、番号１番について報告します。
農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。
変更の目的は農用地区域から農業用施設用地への区分変更です。
申出内容は、議案書記載のとおりです。
申出地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約１.５キロメートルに位置しています。
区分変更を必要とする理由は、申請人は、酪農業を営んでおり、台帳地目は、原野、

	山林、宅地になっておりますが、現況は牛舎などが建っており、農業施設用地として利用しており、今後も農業施設用地として利用したいため、農用地区域への編入を申し出るものです。 現地調査は、4月23日、午前10時25分頃に行いました。 調査の結果、区分変更後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員及び現地調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。 報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は変更相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。 次に、議案第10号「相続税の納税猶予に関する適格証明願いについて」を議題いたします。 調査報告の前に、相続税の納税猶予制度について事務局の説明を求めます。
議長	
織田局長補佐	相続税の納税猶予制度について、概要を御説明いたします。 この制度は、農業の後継者を税制の面から支援することで、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、一定の要件を満たす場合に、相続税の納税が猶予される制度です。 納税猶予を受けるには、相続発生後10カ月以内に相続税の期限内申告書を税務署へ提出しますが、この際、納税猶予の特例を受ける旨申告したうえ、要件を満たす旨の農業委員会が交付する適格者証明書の添付が必要であるため、本願い出があったものです。以上です。
議長	
君島良一委員	番号1番について、君島良一委員の報告を求めます。 議案第10号、番号1番について報告します。 相続税の納税猶予の制度の適用に関し、適格者証明願いがあったものです。 被相続人及び相続人の氏名、土地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。 調査は令和7年4月13日午後1時30分頃、相続人と申請地で行いました。 相続税の納税猶予の特例を受けるにあたっての要件があるので、それを報告します。 1 被相続人の要件として、「死亡の日まで農業を営んでいた人」についてですが、被相続人が死亡の日まで雨除けほうれん草栽培の耕作を反復かつ継続的に行っていたことを確認しました。 2 相続人の要件として、「相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人」についてですが、被相続人の死亡日は令和6年11月27日であり、相続税の申告書の提出期限は10か月後の令和7年9月27日です。相続人は被相続人の子であり、相続開始以前より同居で被相続人の農業経営に長期間従事していることから農業経営に関する実績は十分であり、また経営に対する意欲・能力からみて、今後も引き続き農業に従事することは確実と思われます。 3 特例農地等の要件として、「被相続人が農業の用に供していた農地等で、相続税の申告書の提出期限までに遺産分割されたものについても、調査及び申請書類から、要件を満たしていることを確認しました。 以上のように、要件をすべて満たしていることから、相続税納税猶予の適格者として証明相当と判断いたします。委員各位の御審議をお願いし、調査報告を終わります。 報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。
議長	
辻野岩男委員	ちょっと確認なんですけど、この相続税の猶予制度というのは、相続人が引き続き農業経営を行うと、この期間というのは、昔は30年というのが定められていたんですけど、今も変わりはないですか。ちょっと確認したいんですけど。
君島良一委員	これは、本人が死亡するまで、または、経営移譲するまでです。
辻野岩男委員	その時点で相続の猶予制度が終わって、相続税が課されるということですか。
君島良一委員	相続税は猶予ってなっているんですが、本人が死亡するまで耕作していて、土地をそのまま持っていて死亡した場合には、免除になります。猶予じゃなくて、本当はこれは免除なんだよね、このままいけば。ただ言葉上猶予というような法律になっていますけど。ですから本人が亡くなるか、または、この関係する農地をすべて別な方に経営移譲して辞めるかどうかの方法しかありません。途中で辞めると税金と利子税がか

	かって返すことになります。 他に、質疑、御意見はございますか。 今の関連なんですけど、相続税猶予というのは、例えば父親が生前している前に、相続税猶予、それを受けて亡くなったといった場合、その倅さんになることを言っているのかなと、私は思っていたんですけど、事務局でわかればその辺詳しく説明していただきたいんですけど。相続税猶予に関しての内容。
議長 石崎清委員	
君島良一委員	これは本当は生前贈与から始まるんですよ、普通は。生前贈与を受けていて亡くなった時に、相続すると、その時に贈与税が免除されるわけだよね。それを今度は、死んだときに収めたやつを今度は相続税の猶予として、その相続受けた人が、相続税猶予というのを申請することになるんですよ。本来はいつべんに相続税猶予にもっていかないで、本当は生前に贈与を受けて、その免除を受けて、猶予を受けていながら亡くなったら、相続税猶予にして、その人が亡くなるまでやれば、免除されるというようなことになるんだわ。だから突然相続税っていうのはあんまり出てこないんだよね。普通はね。でもただこれをやると、3年に一回、確認書を出さなくちゃだめなんだわ。実際に土地をちゃんと持っているか、持っていないかを、だから大変なのは大変なんだよね。いいですか。
石崎清委員	私、農業委員になる前の話なんですけど、この相続税猶予を受けていた人が居るんです。という内容を聞いたとき、その時、親から長男、生きている間に相続っていうか、猶予、亡くなった場合は、自動的にもう、その倅さんに行くんですよという相続税猶予を受けてたって聞いてたんですけど、私はそれが相続税猶予かなと自分では思っていたんですよ。で、その亡くなった人も、親が亡くなって、亡くなった時点で結局自動的に相続する前に倅さんに相続税猶予を受けてたんで倅さんに相続しなくても自動的に名義がなっちゃうというふうに聞いたんですよ。ですからその辺事務局確認で。わかる範囲で結構です。
上野農地係長	今ほど石崎さんがおっしゃったのは贈与税の猶予です。贈与税の猶予、先ほど良一委員もお話になりましたけれども、贈与税の猶予を受けている間に、被相続人の親が亡くなると、贈与税の猶予が免除になるんです。免除になって、すでに贈与が完了していますから、親から子に贈与が完了していますので、名義が変わっているんですね。名義が変わってしまして、親が死んだ途端に、贈与税はなくなって、今度相続税に変わるんです。それが相続税に変わって、今ほど良一委員が説明したように、今度は相続税の猶予の申告をしなくちゃいけないと。やはり良一委員がおっしゃいましたが、普通は石崎さんがおっしゃっているように、先に贈与税の猶予、ようは生前に贈与を受けておいて、名義を変更しておいて、贈与税の猶予を受けるんです。贈与税の猶予を受けている間に親が亡くなります、そうすると贈与税は自動的に相続税に変わるんです。で、相続税の先ほど良一さんが説明された、相続税の猶予という申告をもう一回しなくちゃいけないということになります。以上です。
議長	他に、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、君島良一委員の報告は証明相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 次に、議案第11号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。 なお、本件については、木下久雄委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当しますので、木下久雄委員の退室を求めます。
木下久雄委員	<退室>
議長 上野農地係長	事務局の説明を求めます。 議案第11号について説明します。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成することになっていることから協議があったものです。議案書17ページから22ページまでの28件、合計面積が135,468平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、すべての案件について問題は無いとの報告であったことから、事務局としても市長への回答は決定として問題無い

議長	と考えます。以上です。 説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。 ここで、木下 久雄委員の入室を求めます。
木下久雄委員	＜入室＞
議長	木下久雄委員に申し上げます。
	議案第11号については、原案のとおり決定しました。
議長	次に、報告第1号「令和6年度農業委員会事業実績 について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	本日配布しました、別冊1「令和6年度農業委員会事業実績書」をご覧ください。
	項目1から4について私の方から御説明いたします。
	1ページから3ページは農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の名簿となっております。
	4ページは事務局の体制、下段が総会、運営委員会等の開催状況です。昨年度は、総会、運営委員会に編集委員会、プラスで農作業標準料金検討委員会を1回開催しております。
	4番から上野農地係長の方から御説明いたします。
上野農地係長	それでは、5ページの4番、農地異動状況から私の方で説明させていただきます。
	(1) 農地法第3条の許可による農地異動でございます。合計の欄ご覧いただきますと、令和6年度それと5年度の対比で、件数にして、受付件数が、マイナス23件、許可がマイナス16件ということで全体的に件数は下がっております。また併せて面積も下がっているというような状況です。
	下段の(2) 農地法第4条、第5条の許可による用途別の農地転用についても合計の欄をご覧ください。件数につきましては、ほぼ同数ですが、面積が若干6年度の方が少なくなっているというような状況でございます。
	6ページをご覧ください。(3) 農地法第5条の許可後の事業計画変更についてでございます。こちらについては、令和6年度、5年度ほぼ同じ件数と、面積については若干6年度の方が多かったというところでございます。
	(4) は、農地法第3条の3の規定による届け出でございます。こちらにつきましては、令和6年度の方が若干2割ほど件数が増えているというようなところでございます。
	5番の買受適格証明書でございますが、件数につきましては、半分、面積につきましても約半分ということになってございます。
	6番、農振地域の変更協議でございますが、件数については、ほぼ同数なんです、面積が大幅に減っております。こちらは令和5年度に大きな面積の異動、編入がございましたので、そちらで面積が大きく変わっているというような状況でございます。
	7番については、令和5年度、6年度共に0件でございます。
	7ページです。8番の農地利用集積計画でございますけれども、こちらについては、令和6年度末までの制度になりますので、最後の御報告となります。令和6年度、5年度共にほぼ同数、同面積の異動でございました。
	9番の農地あっせん事業についても、同件数、ほぼ同面積の異動でございました。
	10番でございます。各種証明書の交付状況につきましては、ほぼ同数、若干令和6年度が多くなっているというような状況でございます。7ページまで私の方から説明をさせていただきました。
織田局長補佐	続きまして、8ページをご覧くださいと思います。農業者年金基金業務委託事業です。(1)が加入者数でございます、令和6年度の加入者数は564人になっております。(3)番のところ、新制度加入促進事業のところをご覧くださいと思います。
	令和6年度の加入推進活動委員数37名で加入者数が7名というふうになっております。7名という数字は令和6年度の目標を達成している数字でございます。
	続きまして、9ページ、12番農地台帳整備事業をご覧くださいと思います。農

地台帳に登録されている農地の筆数及び面積となっています。

13番農地利用状況調査でございますが、こちらは農地パトロールの状況、調査期間が7月から8月、調査実施延べ日数が60日、遊休農地面積の筆数163筆、面積が353,751平方メートルというふうになっております。

続きまして、10ページをご覧ください。14の啓発及び宣伝事業でございます。

全国農業新聞の普及促進でございますが、令和6年度は、新規購読が27件でございましたが、購読中止が18件ありまして、今年度末の購読数は166件というふうになっております。

その他の啓発及び宣伝事業としまして、農業委員会だよりの発行、それから農作業標準料金の設定及び料金表の配付となっております。

続きまして、15の要望のところをご覧ください。

6月に農林関係税制改正に関する要望、8月に県農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望を実施いたしました。

続きまして、16その他をご覧ください。こちら二つとも、令和6年度は、新たな試みとして行ったものでございます。①が農地利用最適化推進委員の総会出席、実施期間が、12月から3月となっております、出席人数が33名でございました。②が那須拓陽高校生による総会傍聴と懇談会の開催を行いました。開催日が11月25日、こちらの300会議室で行いました。農業委員の参加人数が19名、高校生の参加人数が10名となっております。

説明は以上です。よろしく御承認くださいますようお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、御意見はございますか。

月井喜美郎委員

ちょっと教えてもらいたんですが、9ページの13番農地利用状況調査の中で、5年、6年ということで分けてありますが、遊休農地面積の筆数が、6年が163で、5年が139、筆数が増えて面積も増えているというようなことで、これは増加傾向にあるということでよろしいのでしょうか。

上野農地係長

こちらにつきましては、令和6年度の調査の中で、新規にかなりの面積がまとまって上がってきた筆数と面積がございまして、そちらの分でいっきに増えたというところでございます。今のところ新規で上がってきた部分については、まだまだ農地として利用できる場所ですので、担い手さん等々にあたって、今年度中に借り手を決めて、来年度には解消されているという状況にもっていきたいと考えてございます。

議長

他に、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

上野農地係長

追加資料24ページをご覧ください。

県農業会議常設審議委員会に諮問し、許可相当の意見答申があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、4条許可が2件、5条許可が2件で、常設審議委員会の答申日と同日許可及び他法令と同日許可としております。以上です。

議長

報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

次に、報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

織田局長補佐

報告第3号農地法第3条の3による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。

3月の届出の状況につきまして御報告するものです。

3月は相続を原因とした権利移動の届出を9件受理いたしました。

いずれも相続後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあっせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。

議長 | 報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。
《特に意見なし》
意見がないようですので、報告第3号を終わりにします。
以上で全ての議事が終了いたしました。
慎重にご審議いただき ありがとうございます。
これもちまして、那須塩原市農業委員会第22回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

1 3 番

議席番号

1 5 番
